

V 実践研究～発達障害者の居場所づくりと就労生活支援

ここでは、本研究としてはサブリーチンに位置づけた「発達障害者の居場所づくりと就労生活支援」に関する実践研究の概要を報告しておきたい。具体的には、①不登校・ひきこもり・発達障害の子どもたちを支える大阪市の NPO 法人み・らいず、②滋賀における高機能自閉症・アスペルガー症候群の人のためのケアホーム<ホームかなざわ>、③普通高校と協働して発達障害児の就労生活支援をすすめる長野県ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター、④成人期発達障害者の就労生活支援をすすめる滋賀県働き・暮らし応援センターリラク、この4カ所における実践の整理と分析から、標記テーマに関する成果と課題を分析し、今後の居場所づくりと就労生活支援の在り方を提起して頂いた。

V-I : NPO 法人み・らいず（大阪）の取り組みから

1. み・らいずのスケッチ

みらいずは、2001年にNPO法人を取得して活動しています。学生時代に始めたガイドヘルパーの活動から仲間が集まり、いくつかの事業を実施しています。大きく分けると、自立支援法に基づいた障害児・者の生活支援事業や介護保険事業と、不登校や発達障害児の支援を行う事業です。

障害児者ヘルパー派遣や介護保険事業などは、国の福祉サービス制度にのっとって実施されており、これらは株式会社と・らいずで運営しています。と・らいずでは、知的障害・身体障害・精神障害・高齢者の方を対象にヘルパー派遣を行っています。主としては大学生がヘルパーの資格を取得して、活動しています。

2. と・らいずとみ・らいず

2001年に、み・らいずの活動がスタートした当初、障害をもつ仲間が作業所に通っており、作業所のない日は家で過ごしている生活から余暇支援の必要性を感じました。「何をしたいか選択できるようになるために、まず何事も経験しよう」と月に3回イベントを企画し、実施しました。余暇支援をしていく中で、余暇を充実するためには、日常生活の支援も必要であり、生活支援と余暇支援を行うようになりました。

支援費支給制度が始まり、措置から契約の時代となり、ヘルパー派遣も国の制度として進めることになりました。自分たちの取り組んできたことが、制度を使って進めることができるようになったので、ヘルパー派遣事業は、株式会社と・らいずとして支援することにしました。制度としてサービス提供する事業は、株式会社と・らいずで、その他のニッチなサービスや創りだしていくサービスは、NPO法人み・らいずで取り組んでいくこととしました。

現在、株式会社と・らいずでは、障害者自立支援法に基づく生活支援と移動支援を行う「ヘルプセンターと・らいず」と障害福祉サービスの利用に関する支援や調整を行う相談支援事業、介護保険と予防介護のケアプランを作成する「ケアプランセンターあえる」があります。

3. 学生パワーを創り出す

み・らいずには、現在26名のスタッフと100名以上の学生が関わっています。福祉の現場では、24時間365日サポートを必要としている方がいます。9時から5時までのスタッフ体制では、必要な支援をつくることができません。また福祉職は、他の業種に比べて決して高いとはいえない給与で、人材が継続して育ちづらい分野です。人材不足な状態が続いている中で、利用者は「自分らしく暮らしていきたい」という意思をもちつつも地域での暮らしをつづけていくことに不安を感じています。

み・らいずでは、必要な人に必要な支援を届けるために、学生のパワーを重要視しています。学生は、大学や専門学校で「福祉」や「教育」、「特別支援教育」、「まちづくり」「地域福祉」などを学んでいますが、リアルに関わるができる機会がありません。み・らいずでは、学生が学んでいることをリアルに感じ、リアルに支援を創り出していく側面を担っています。学生は、学生時代をみ・らいずで過ごし、公務員や教師、相談職、一般企業などに就職していきます。社会人になって、違った分野で生活していたとしても、障害児・者や高齢者・不登校の子どもたち等、み・らいずでいろいろな人に関わり苦労をともにした経験を活かしていく場面がきっとあるはずです。福祉の分野だけで解決できることにも限界があります。福祉のリアルな経験をした人間が社会に増えていくことが、社会を変える一歩につながると考えています。

学生はまだまだ経験不足な面が大きいので、み・らいずは学生を育成していく必要があります。研修も、事業毎の支援者研修、学生同士がコミュニケーションをとるための研修、イベントや事業を企画するためのマネジメント研修等、さまざまな研修やイベントを実施して、支援者としてのスキルを磨いたり、学生が学生を支える仕組みをつくっています。

4. ほっとスペース事業の手ごたえ

NPO法人み・らいずでは平成16年度から、大阪市の「不登校など課題を抱える青少年に対する相談と居場所づくり（愛称：ほっとスペース事業）」の居場所づくりに関する事業を受託運営してきました。不登校の子どもたちの「居場所」では、居場所スタッフと専門の相談員（大阪市の外郭団体所属）が常駐することで、子どもや保護者、学校、地域のアセスメントがより丁寧に行われ、社会参加に繋がるように支援が行われています。

現在、み・らいずは、大阪市内に3ヶ所の不登校の子どもたちの「居場所」を運営し、40名弱の小学生から中学生までの子どもたちが登録しています。支援スタッフはみ・らいずスタッフと学生ボランティアが中心となっており、学生ボランティアはみ・らいずが実施する不登校や発達障害、子どもたちの心理に関する研修を受けることで、ボランティアとして登録されています。学生は近畿圏内の様々な大学、学科に属している40名ほどの学生で構成され、子ども達の「お兄さん」「お姉さん」のような、モデル的存在として、気持ちに寄り添いながら日々活動をしています。

子どもの不登校の背景には発達障害や心理的な不安、貧困、虐待、家族内の不和などの問題が複雑に絡み合い、更に多様化している現状があります。ほっとスペース事業では、そういった問題に対して、本人、家庭、学校、関係機関との連携を通して、子ども達の利益を中心に、社会参加を目的とした支援を日々行っています。

5. ラーンメイト

み・らいずの自主事業として、不登校や発達障害児への学習支援を行う「ラーンメイト」があります。「何を勉強してよいのかわからない」「何もしたくない」「同年代の友達と遊べない」などさまざまな課題をもつ子どもたちに、「自尊心」「学習習慣」「生きる力」を育てていてもらいたいと思っています。

<特徴>

一般的な学習塾とは違い、学年等の年齢に関係なく、個人つまづいているところをどのように学習していくか個別のプログラムを作成し、学習を進めていきます。学習スタイルも通塾パターンと自宅学習パターンと選択できます。学科学習に入るまでの、メンタルサポートや学習習慣づくり、ソーシャルトレーニングや就労支援などの多様な学習メニューを提供しています。

<ニーズ>

利用されている方のニーズもさまざまですが、小・中・高で学校環境が変わっても、一貫して変わらない支援を希望され学習継続される方も多いです。また、学科学習はとて理解できており、勉強は教えてもらわなくて大丈夫なので、一緒にショッピングやお話をしてほしいというニーズもあります。最近では、特別支援学校に通われている方から、「学校での勉強では物足りない」ということで、ラーンメイトを利用される方もいます。

<体制>

直接、子どもの学習活動に入る講師は、大学生です。面接を受け、「不登校」や「発達障害」「学科学習の指導」「教材研究」などの研修を受けて、支援に入ります。心理学や社会福祉、教育、特別支援教育を専攻している学生が多いです。

事務局は、利用にあたっての面談や講師とのマッチング、個別プログラムの管理、保護者面談、研修企画等を行います。スーパーバイザーとして、特別支援教育士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等の専門家や大学教授にサポートしてもらっています。

6. 就労支援

ラーンメイトの活動の中から、高校に合格して高校生活を送っているが、アルバイトの面接に通らないという現状が見えてきました。将来、「働く」ために、中学・高校の間に何を学ぶ必要があるのか考えるきっかけになりました。そこで2008年から、厚生労働省の研究事業として、「早期就労体験事業」をスタートしました。2008年度は、中高生17名と一緒に、あいさつ・ビジネスマナーなどの事前トレーニングを行い、アルバイト実習を行いました。みらいずが日ごろから関係している企業や、スタッフがよく足を運んでいる飲食店など10社が実習先として協力してくださいました。個々の特性を活かせる場面もたくさんあり、経験することの大切さを改めて学びました。実習を通して、仕事の段取りを組むことや、集中力のコントロール、自己流で仕事をこなさず指示を仰ぐ困難さなど、課題が見えてきました。

2009年度は、実習期間を長期化し、自己流になる部分を修正すること等を課題として取り組んでいます。実習先の方でも、「慣れたときにどのように注意したらよいか」「手順は一度に説明しない方がよいか」等、具体的な質問や課題を挙げて下さり、一緒に手順書を作成しています。実習生は、これまで学校生活や家庭生活の中で、家族か友達という関係性で生活しており、職場の人間関係を経験していません。職場の上司や仲間という人間関係とはどのような人間関係なの

かイメージしづらいようで、「親しく」話しかけられると、「ナァナァ」な言葉遣いで返答してしまいます。現在、「親しく会話をする」と「敬語を使うこと」を同時に成立させるためのトレーニングメニューを考えています。「働く」という要素には、仕事を覚えること、作業することの他にもいろいろなことが含まれており、発達障害やコミュニケーションが苦手な青少年には、これまでの職業訓練とは違ったトレーニングメニューが必要となっています。作業能力を持ちつつも、コミュニケーションの面で働くことができないという課題を解決できるように、今後もサポートしていきたいと思っています。

7. み・らいずのころえ

(1) 現状の受容と目標の支援

現状の生きづらさを受容し、「こうなりたい」という目標を支援する。生きづらさを受容し、生きづらさを支援するだけでは、目的を見失う。

(2) 利用者にとって適切なものさし（OS）を使い、コミュニケーションをはかる

それぞれ得意な受信方法と発信方法があるので、支援者の一方的な方法で伝達しない。

(3) 「どこまで」「誰が」やるのか役割分担する

本人も含め、関わる支援者で、「誰が」「どこまで」をするのか役割分担し、いつごろに成果を確認するかも決めておくことが大切である。

(4) ルール設定をする

一方的な約束事ではなく、了解のもとルールを設定し、ルールを守れるように工夫をする。

(5) 自尊心を育む

できないところだけに着目せず、よいところで補っていけるような視点を忘れない。トラブルやつまづきを「成長の機会」として捉える。

(6) 「ほめる・認める・無視・許さない」という線引きを共通理解する

何を「ほめる」「認める」「無視する」「怒る」のか、支援者で共通理解して関わる。ほめ方、認め方、無視などの表現方法も、支援者側でなく、本人のものさしにあったもので表現する。

(7) ことばづかい（言葉の使い方）に気をつける

あいまいな表現や、意味を取り違える可能性のある言葉に気をつける。

(8) 空中戦でなく、地上戦で。

口約束だけで、事を進めず、記録（メモ）を取って、どこまで了解できているか確認する。

（文責：NPO法人み・らいず 野田満由美・山中徹二）

V-Ⅱ：ホームかなざわ（滋賀）の取り組みから

1. ホームかなざわの概要

滋賀県社会福祉事業団では、滋賀県の委託を受け、平成17年度から高機能自閉症等地域生活支援モデル事業（平成20年度からは高機能自閉症地域生活ステップアップ事業）を実施している。この事業が実施された背景には、高機能自閉症などの発達障害者は、環境の変化への適応が非常に困難であることから、地域で自立した生活へ移行するには段階的な支援を実施する必要があると考えた。そのため、この事業では高機能自閉症・アスペルガー症候群等の発達障害に特化したケアホーム・グループホーム（ホームかなざわ）のフレームを使い、2年間という期限の中で自立に向けた支援を行なうという事業展開をはかった。

具体的には、ホームでは利用者にひとり暮らしを可能にするための日常生活スキルや社会生活スキルの獲得してもらうための支援を実施する。さらに、ひとり暮らしが可能と思われ、それを希望する利用者にはひとり暮らしのためのアパート『ステップハウス』に移行してもらい、実際にひとり暮らしを体験するプログラムを作成した。その後のステップハウスは自分の住みたい地域で住み続けられるよう、利用者の希望を最大限聞き入れた中でアパートの選定を行っている。そのアパートで実際にひとり暮らしを体験してもらいながら、生活スキル、社会的スキルの獲得と、その地域でひとり暮らしを続けられるよう地域の関係機関と連携してサポート体制の充実・強化を図ることとした。

これまで、このホームを7名の方が長期利用された。年齢は概ね20代から30代の方でアスペルガー症候群、広汎性発達障害、高機能自閉症等の診断を受けている方が利用し、そのうち2名の方がステップハウスを利用しひとり暮らしを始めた。

このホームに来られる利用者の多くは、地域の関係機関（例えば、特別支援学校、相談支援センター等）からであるが、それ以外に主治医の情報提供により自ら連絡を取ってくる方もいる。自分でこのホームの門をたたき利用者は他の福祉関係機関とつながっていない場合もある。そのような場合本人の了承を得て、関係機関につながってもらうようお願いしている。ただ、自分の障害をなぜ関係機関に伝え、支援されなければならないのかという疑問を持つ利用者もいるため、そのような場合には利用者に対しては、「自分が助けてもらいたい時には関係機関の支援者を使い、助けが要らなくなった場合には支援者を切っ飛ばせばいい。」というようなことも含め、ていねいに説明をして理解を得るようにしている。

2. ホームかなざわでの支援の実際

ホームかなざわでは、発達障害の方の特性に配慮した支援を実施している。例えば、利用者にスケジュールを記載してもらいスケジュールボードを用意し、そのスケジュールを共有スペースに掲示し、度の利用者がいつ頃入浴して、夕食をとるのか。いつ起床して出勤するのかがわかるようにした。これスケジュールボードの目的は、利用者がホームで生活することに慣れることのほか、浴室が1か所しかないため入浴時間が重なるのを防ぐことが目的である。ただ、生活リズムがつくようになればスケジュールボードを使用しない利用者もいるし、利用者の入れ替わりがなく落ち着いた状態ではそれぞれの利用者がどのタイミングで入浴するとか、食事をとるとかが分かるため使用しなくなる場合もある。

また、それぞれの場所には視覚的情報としての絵や文字、電気製品の近くにはその手順書を用意している。利用者が困った時にその場所に掲示されている情報や電気製品を使用することで、それらの情報を手がかりとすることで一つひとつスタッフに頼らなくても自身の力で課題解決できるよう配慮している。その他に、『ホーム利用の手引』を利用者に渡している。この利用の手引の中には共同生活をする上での生活ルールを記載し、そのルールに基づいて生活してもらうこととしている。

3. 利用者の状況（利用者 A さんの場合）

ホームかなざわを利用する方々の多くは、小・中学時代にいじめに合い、不登校になる。あるいは、家庭内暴力や虐待されたケースなど、家族との不和、家庭で支えきれないあるいは家庭から逃げ出してきた人たちで、これまで生きてきた中で負の体験をより多く積んできた人たちである。今回取り上げる A さんも中学時代にいじめに合い、不登校になり、家庭内暴力で家庭では支えきれないという人であった。

中学までは通常学校に通っていたが、高校は特別支援学校に入学したものの、家庭内暴力は収まらず、何らかのきっかけがあれば不登校になるという状況であった。そうした中、高等部 2 年の時に、洋服に興味を持ち始めた。学校行事があるごとに洋服の購入を要求し、要求が通らなければ自分の洋服や弟の洋服を切り刻み、新しい服を要求するという行動がみられた。それ以外にも自分の要求が通らなければ母親に対して暴力をふるう、部屋の壁に穴をあける等の行動がみられ、家族は困り果てていた。そうした中で開催された個別支援会議の中で、このホームかなざわの利用はどうかという提案がなされた。ホームかなざわスタッフがその後の個別支援会議に参加し、ホーム利用に向けた話し合いがなされた。

ホーム利用に向けた会議の中で、保護者は一刻も早く正式に利用させたいと望んでいたが、本人は体験での利用はいいがいきなりは難しいと感じていたようだった。その調整役を特別支援学校の学級担任とし、本人の意向を尊重しながらまずは、体験利用を進めるということになった。

利用形態は、当初ホームを利用して学校に通学、慣れてきた段階で、ホームを利用して校外実習を行うという取り組みを行った。そうすることで、生活の場に慣れた段階で、日中活動の場を変更していくことで、卒業後にスムーズに企業就労できるようにしていくことを目的とした。

そのような取り組みの中で、A さんの状態も安定し、卒業後はホームで生活をし、土日に自宅に帰省するというパターンになった。週末帰省は、本人も保護者もお互いにいい距離感を保つことができた。また、これまで拒否的であった父親とは仕事という共通の話題の中で徐々にお互いの距離感をつかんでいった。

そのような中で、本人は作業場のレイアウトの変更や、交友関係の広がりの中で長期に仕事を休むことがあった。そのような時にも、父親はホームの A さんを毎日のように訪問し、話をした。そのことで A さんは父親を信用するようになり、父親は今日でも A さんに毎朝がんばれメールを送っているという関係になった。

その後、A さんはステップハウスに半年かけて移行した。その中で、ひとり暮らしのルールをかなざわスタッフと取り決めるのと同時に、これまでホームでは世話人がしていた食事作りをどうするのか、あるいはホームのスタッフが一括して聞いていた相談等を、生活上の問題は地域の相談支援専門員に相談支援を、会社での問題は地域の雇用支援ワーカーに相談すること等と整理

した。そのような整理を時間をかけて行ったことで、現在はひとり暮らしを楽しんでいる。

4. ホームかなざわでの相談支援

実際に、ホーム利用者からの相談例をあげていきます。

- ① 「バスや電車が遅れたんですよ。大丈夫ですけど。」ということがしばしばあった。大丈夫と言われて流していると、そのうち仕事に行けなくなった。その原因を探っていくと、どうやらこの言葉の中に原因があると考えられるようになった。そのため、バスや電車がなぜ遅れるのか。その時にはどうしたらいいのかを本人に書いて渡したことで安心して仕事に行くことができるようになった。ということがあった。何気なく言う言葉の中に利用者の子になっていることが隠されている場合がある。
- ② 「最近、仕事のペース落ちたみたいなんですよ。よく怒られるし。」仕事から帰ってきてこんなことを言われることがあった。そのあと、仕事を休むようになり、その原因を探ると、どうやら職場のレイアウトが変わったことが原因ではないかと考えられるようになった。実際に職場のレイアウト変更があったのか、雇用支援ワーカーに連絡を取り、職場訪問をしてもらい確認をとった。実際にレイアウト変更があり、そのことで作業ペースが落ちたわけではないことを伝え、解決できた。ホームで話された言葉が職場での問題解決につながっていった例である。
- ③ 「風邪引いたみたいです。せきが出るし、頭も痛いんです。」こういった場合、単純に風邪とか、頭痛で片づけてはいけなことがある。本人の困り事や悩みが身体症状に現れることがあり、困りごとを聞いても本人もわかっていないことがあるため、日頃本人の言葉の中に困りごと、悩みがないかアンテナを張っておく必要がある。

5. ケアホームからひとり暮らしへ

ホームの暮らしの中でアセスメントをとる必要がある。利用者の障害特性や、これまでの人生の中で培ってきた自分なりのルール、生活上の困難さを理解して支援する必要がある。本人の強みは何かも考えることで少しでもその利用者が生活しやすいお手伝いができるのではないかと思われる。そのアセスメントが、ひとり暮らしの支援計画につながるという視点が大切である。ホームを利用中にその利用者が何に困り、つまづくのかの傾向を掴む。そのことでひとり暮らしを始めた時にその利用者がつまずきやすいポイントに対するアプローチを行うことができる。場合によっては生活ルールを作ることができる。ひとり暮らしの場合、常に近くに支援者がいるというわけではなく、またこれまでの生活以上に想定外の出来事が起こる可能性もある。そのため、すぐに支援者が課題等を把握し支援することには限界がある。そのため、できるだけスムーズにひとり暮らしに移行して行くために、相談窓口は誰なのか、生活上のルールの確認方法、本人の特性などに配慮した支援計画を作成することが大切となる。

また、ひとり暮らしを始める利用者にとって、この暮らしが維持できるという自信を持ってもらう必要がある。そのため、ホームの生活の中でどんな小さなことでも利用者のできる事をほめることで成功体験を積み重ねてもらう必要がある。また、利用者が生活上の不安を感じているときには、その不安感に寄り添うことで安心感を持ってもらうことも必要である。また、個別性の高い支援、オーダーメイドの支援を行なうために、その利用者がどのような人なのかという人物

像をホームスタッフはもちろんのこと、関係機関とも共有していくことが必要である。

実際にアパートでひとり暮らしをする経験のない利用者にとっては、ひとり暮らしをすることに対する大きな不安があると考えられる。その不安をとり除くような支援を行う必要もある。たとえば、一緒に泊まってみるとか、落ち着くまで毎日訪問することなど必要に応じてその利用者にあった支援を行う。

実際にひとり暮らしをしてみると、ホームで使用していた洗濯機をアパートに移動させただけで、その洗濯機の使用方法が分からなくなることがある。同様に、ホームではスタッフに確認することなくお米を研いでいたのに、ひとり暮らしではお米を研ぐ回数を気にしてスタッフに確認するということが起こる。これらは支援者が想定していなかったことで、このようなことは実際にひとり暮らしを始めて支援が必要とわかる。

支援者ができるだろうと思っても、できないことがあり、結果的に支援が届かないことがあり得る、ということの頭のどこかにおいて支援することが大切である。

(文責：滋賀県社会福祉事業団 企画事業部 松田裕次郎)

V-III：ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター（長野）の取り組みから

1. はじめに

長野県ほくしん圏域障害者就業・生活支援センターは、障害児者の総合的な相談支援をおこなう北信圏域障害者総合相談支援センターと同一法人内の一組織です。総合相談支援センターやそのほかさまざまな関係機関と連携しながら、障害者の就労や生活等の相談支援業務に携わっています。

地域の高等学校には、学習や社会参加活動に課題を抱える発達障害児者が少なからず存在していると考えられています。特にアルバイトなどの就労に関わる活動においては、学校内の取り組みだけでは対応しきれない状況になってきています。しかし実際には、高等学校が地域の関係機関と連携することはあまり行われてきていないのではないかと思います。この点に関わり、発達障害とりわけアスペルガー障害や ADHD といった知的障害をもたない発達障害者の就労を支える仕組みとして、高等学校と地域の専門機関が連携しながら支えていく仕組みが不可欠であると考えられています。北信圏域では、このような課題意識のもとに、地域の高等学校と障害者就業・生活支援センターが連携し発達障害者を支えていく仕組みをつくっていくための取り組みを日々試行錯誤しながら実践しています。この報告では、発達障害者の就労を支える取り組みとして高等学校と障害者就業・生活支援センターが連携した実践事例を報告していきたいと思えます。

2. 支援に至る経過

Yさんは、地元の高等学校に在籍している3年生であり、学校の先生からすすめられてインターンシップに参加した経験があり、このインターンシップ経験についてどうであったかを振り返るための支援会議が学校において開かれることになった。この会議にほくしん圏域障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーも呼ばれて参加したことが、このケースにおける連携の始

まりであった。この振り返りの会議は学校主催のものであったので、参加者は生徒の担任や進路指導担当者、養護教諭等が主であったが、この高等学校ではこれまでの連携実績により就業・生活支援センターとの連携に対する意識が高く、とりわけ養護教諭がキーパーソンとなり就業・生活支援センターと密に情報交換している背景があったため、今回の会議もそういった関係性の上に就業支援ワーカーの参加が可能となった。

支援会議においては、インターンシップに参加した理由として、3年生になり就職活動を目指していたが、アルバイトなどの就職にかかわる活動がなかなかうまく進まなかったために、インターンシップに参加したことが話された。本人はインターンシップの経験を振り返り「今度は別の職場も体験してみたい」という新たな思いを感じていることを伝えた。これを受けて会議の中で話し合った結果、今後はこの地域の企業の中で職場実習をおこなっていくことを決定し、就業・生活支援センターではこの職場実習をすすめていくための計画立案や実習の実施について支援していくこととなった。

3. 就業・生活支援センターでの支援の実際 ―就業に向けたアセスメント―

この会議を受けて、就業・生活支援センターでは、本人に適した職場実習をおこなうために、まず本人の特性について把握するため、就業支援ワーカー・ジョブコーチ・本人・保護者の4者で面談することとなった。この面談からは次のようなYさんの成育歴や特性が明らかとなった。Yさんは小2のときにADHDの診断を受けており、小さいころからとにかくじっとしていることが苦手な子どもだった。学力はなんとかついていけるものの、授業中は教室にとどまっていることが難しく、授業に飽きては保健室に行くことが多かったという。そして高校では単位の修得がぎりぎりの状態となっていたことがわかった。教室に居られるための対策を本人なりに工夫したらしいが、それが携帯ゲームをしながらその時間をしのぐというものであり、当然友人に見つかって文句を言われたり、また友達の話最後まで聞かないということで周囲からのいじめにあったということも話された。普段の生活のなかで忘れ物が多く不注意が原因でのケガが多いことも話された。これらの特徴が共有されるなかで、本人に診断名についての適切な理解はなく、今回の職場実習についてもやってみたい希望はありながらも「すぐ飽きるから」「できないかもしれない」といった消極的な気持ちも抱いていることがわかった。本人は、他者と同じように行動できないことに対して、これまでずっと自分自身に否定的な感情を持ちながら生きてきていたことがわかった。行動すること自体に苦手意識を感じ、そんな自分自身に対する自己評価がとても低いことが表れていた。

面談を受けて計画した職場実習は、地域のスーパーマーケットのバックルームでの作業であり、青果部門において野菜の袋詰めをおこない、それを店内の陳列棚に並べる（品出し）という作業であった。時間は一日4時間、期間は4日間とした。実習期間中は、就業支援ワーカーとジョブコーチが実習の様子を行動観察し、本人の就労におけるアセスメントをおこなった。この行動観察によりジョブコーチの視点から、本人の特性に関わる行動特徴（就労を想定した場面における）を明らかにし、職場の環境調整のために生かせる情報の整理をした。また実習をおこなった職場の店長から本人の実習の様子（良かった面を評価：笑顔やあいさつ）について直接フィードバックをしてもらうことにより、働く自分の姿について肯定的にとらえ、今後の就労について前向きに考える足がかりとなった。）

職場実習の行動観察による就労アセスメントの結果は、特性に関わる行動特徴と、職場の環境調整に役立つ情報であり、次のようなものであった。注意の持続に関しては、「一工程の単調作業は飽きやすい」「集中できる時間は40分から1時間」「時間の予告が有効」ということが挙げられた。衝動性に関しては、「人的環境が大きく影響しやすい」「不適切な言動をしやすい」ということ、また多動性については「何かを取りに行くなど動くことができる保証が必要」「休憩時間にはその時間を過ごすための道具が必要」ということが明らかとなった。

4. 支援会議とその後

これらのアセスメント結果を本人に伝えるために、学校において本人と進路指導担当者、養護教諭、就業支援ワーカーおよびジョブコーチが集まり、アセスメント結果を共有する場を設けた。そのなかでは、集中できる時間や人的環境に影響されやすいといった行動面での特徴を実習場面を振り返りながら共有していった。

このようにアセスメント結果を共有したり、店長からフィードバックをもらったりすることで、少しずつYさん自身が自分の特性を理解し、今後の職場での対策を考えていくことができるようになってきていることがわかった。またアセスメント結果は保護者にも伝え、本人の特性を理解してもらった。

その後、進路指導担当者が新卒求人の中から見つけてきた地域の企業を面接し、その結果内定をもらうことができたが、この際、進路指導担当者は本人の特性について企業に十分に伝えることができず、クローズでの就職というかたちになった。このケースは、アセスメント結果のフィードバックをおこなうことで本人の自己理解を促すことができたといえるが、一方で就職後の企業との連携につなげるという点で課題を残したといえる。

5. 今後の展望

このケースは、就業・生活支援センターと高等学校が連携することで、発達障害をもつ生徒の自己理解を促し就職という社会参加に結びつけることができたことを報告したが、地域の高等学校における発達障害者の就労を支える仕組みとしての今後の展望は、高等学校の進路指導担当者や養護教諭、特別支援教育コーディネーターと就業・生活支援センターが積極的に連携し、気になる生徒に関しては在学中から関わりを持っていくことが必要である。そうして就職前に関わりを持つことで、適切なジョブマッチングを支援し、企業との長い支援関係を念頭に置いた専門的な就労支援を行えるようにしていくことが求められる。

また高等学校における発達障害を持つ生徒への支援に関する課題として、高等学校の養護教諭は次のように述べている。「高等学校には、発達障害の傾向があっても学力が高く、就職より進学のほうが容易であるため進学を選ぶ生徒も多い。このような生徒はアルバイトなどの社会参加に課題があっても、適切な対応がされないまま高等学校を卒業してしまう者もいる。」「保健室に通う生徒のなかには発達障害が疑われる者が多いが、養護学校と比較して医療や福祉との連携が積極的にされない現状がある」と。このように発達障害という特性に関する気づきにくさ、また気づきにくいがために関係機関との連携も進みづらい現状があるなかで、今回のケースは一人の養護教諭の連携意識の高さと働きかけが、福祉機関との連携の糸口を開き、Yさんの実習、就職へとつながったといえる。今後は、この地域における発達障害者支援モデル事業指定校との連携を

すすめ、学校訪問や対象生徒への面談や職場実習などの支援をおこない、さらなる支える仕組みについて日々模索していきたい。

(文責：北信圏域障害者総合相談支援センター 高橋佳子)

V-IV：湖南地域障害者就業・生活支援センター（滋賀）の取り組みから

1. はじめに

障害のある人の就労と生活を一体的になって支える仕組みとして、厚生労働省では平成14年度から障害者就業・生活支援センター事業を開始している。地域の身近なところで相談ができるよう福祉圏域単位での設置が進められており、平成21年4月時点において全国で246カ所のセンターでこの事業が展開されている。

滋賀県は7つの福祉圏域に分かれており、今年度から全ての圏域においてこの障害者就業・生活支援センター事業が開始されることとなった。また滋賀県においてはこの国施策の障害者就業・生活支援センター事業をより強化するために、県と市町村がバックアップする形で就労サポーターと職場開拓員を配置する「働き・暮らし応援センター事業」を展開している。就労に関して障害のある人たちが身近なところで気軽に相談できるフレームがひとまず整ったとも言える。

ネットワークについては、県レベルと圏域単位での自立支援協議会が行われており、この県レベルと圏域レベルの自立支援協議会が有機的に連動しており、他の相談支援事業所や市町村窓口とも密接な連携が図られている。

就業・生活支援センターにおける対象者は「就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある者」と位置づけられており、特に障害者手帳等の有無は絶対条件となっていない。以前は療育手帳を所持する知的障害のある人の相談が多かったが、昨今においては、いわゆる3障害（身体・知的・精神）に含まれない、発達障害や高次脳機能障害・難病・ひきこもりといった人たちの相談が急激に増えている。特に発達障害者の人の相談は著しく増加している。当センターにおいても発達障害の診断、あるいは発達障害の疑いが認められる者の数が登録者の30%近くまで増えてきている。

2. 発達障害者の就労支援におけるポイント

発達障害者の就労支援を行っていく中で当センターの支援ワーカーは戸惑いや不安を抱かずにはいられなくなっている。これまでの相談の仕方や支援の進め方ではうまくいかないことが多かったからである。「私のことをわかってくれない」「支援を押しつけないで欲しい」との声もときどき耳にする。こういった当事者の想いは、私たち支援者が本人にマッチした支援を提供できていない証とも言えるだろう。個別の支援事例から発達障害者の支援の課題・視点・支援のあり方などを再度確認しておきたい。

○家族理解

発達障害はまだまだ社会で十分に理解されているとは言えない。特に生活基盤にもなる家族の

理解は支援を行っていく中でも重要なポイントとなる。いざ就労ができたとしても家庭の中で理解が得られていないと本人はそのストレスを職場にまで持ち込んでしまうこととなる。過剰なストレスは負の連鎖を招いてしまい、挙げ句の果てに失職してしまうこともあり得る。また家族についても支援者が気づかないところで、思った以上のストレスを抱えていることがよくある。家族が安心できる支援を行っていくことが、結果本人の安定にも繋がる。

○社会スキルの獲得

発達障害者の多くは、一見自立度が高く見えがちである。周りから「当然できるだろう」「わかっている当たり前」などと思われることも少なくない。しかし実際は経験不足やイメージの苦手さからあらゆる場面で困り感を持ってしまうことが多く、また体験したことであっても一般化の苦手さから獲得したスキルがかなり限定的にしか機能しないことがよくある。また学齢期までは自分の生活範囲（行動範囲）がある程度限られているが、成人期となるとその限られた範囲は一気に無限大へと広がる。健常者についても学齢期から成人期に移行すれば同じ事であるが、ここで健常者は失敗から学習して成功へと繋げていくことができるが、発達障害者の多くは失敗体験から成功体験へと繋げていくことが苦手な人が多い。一生涯続いていく成人期において、ずっと寄り添いながらサポートしていくことが必要と思われる。

○寄り添った支援の重要性

支援のあり方が本人中心主義になってきていることは誰もが理解していることであるが、頭の中で理解していることと、実際の関わり方は常にイコールとはなっていないことがある。福祉サービス事業所においても同じ事が起こっている。相談支援を行っていく中で福祉サービス事業所のスタッフから、「自分の都合の良いように動いているとしか見えない」「個別化することは重要だと思っているが人員的に体制が取れない」と言った言葉を耳にすることがある。本人中心主義になるためにはまず本人の立場になることが必要である。本人がどういう状況におかれ、何を思い、何を行動するのか？それを寄り添いながら受け止めていくスタンスが必要である。また一般的にいわれる障害の重い軽いで支援の厚みが変わってしまうような制度ではいけない。障害の程度に関係なく、個々が必要とする支援が十分に提供できるような仕組みが必要である。

○チーム支援

一機関での支援ではマンパワー的なこともあって十分な支援は提供できない。また支援に対して客観的な視点を取り入れていくためにも複数の機関が丁寧に関わることが望ましいと。その人を取り巻くあらゆる分野・機関の人と連携しながら本人を支えていく体制が必要だと思われる。

○診断と手帳のあり方

青年期・成人期の発達障害の診断は精神科の医師が行うことが多い。相談者の中には長年、統合失調症や非定型精神病・解離性障害と診断され、最近になって診断名が変わる人も少なくない。発達障害者の多くは明確なものをしっかりとインプットする人が多くいるため、長年診断されていた障害名に固執してしまい、発達障害として自分を認識することに戸惑いや不安を抱いてしまうことがある。医療における発達障害の正しい理解と医療との他分野の連携がとても重要である

と感じる。また手帳についても発達障害者の人のための手帳はなく、多くの人は療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している人が多い（不所持の人も多くいるが）。本人であつたり周囲の人の正しい理解を促していくためには、発達障害のあり方を再度検討していく必要があると思われる。

○強みを活かす相談・支援

前述したように発達障害の多くはイメージーションの苦手さや失敗体験に弱い人が多い。苦手なことや弱いことから支援を進めていくのではなく、本人の興味・関心から支援の方向性を模索していくことがポイントと思われる。また失敗体験であっても、失敗と捉えるのではなく、次に繋がる経験として認識できるようサポートしていく必要がある。

3. まとめ

社会性の問題・イメージーションの問題などから多くの発達障害者は不安と悩みを抱きながら働き、生活している。発達障害のある人をサポートしていくためには、これまで本人が生きてきた経過をしっかりと把握し、今、本人がおかれている状況がどういうものを正確に掴み、本人自身が先を見通せられるような支援が必要である。そのためにも教育・福祉・医療・労働といった分野を超えたサポート体制が必要であり、本人とともに考え、ある一定の方向性を導き出せる、持続性ある息の長いサポート体制（支援）が必要と思われる。また社会に対して発達障害の正しい知識と理解を促していくことも重要だと感じる。

（文責：湖南地域障害者就業・生活支援センター 河尻朋和）

（働き・暮らし応援センター ‘りらく’）